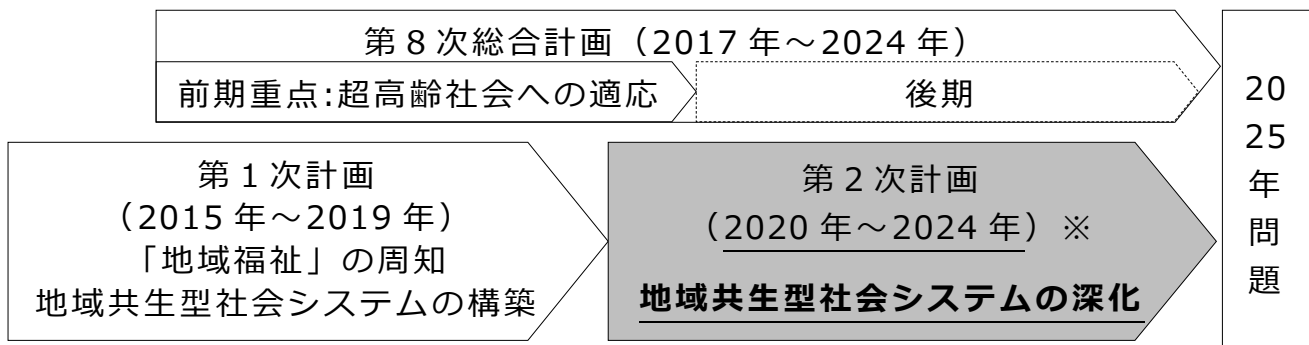


第 2 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

1 第 2 次計画（2020 年～2024 年）の策定趣旨

第 1 次計画（2015 年～2019 年）では、「地域福祉」について知ってもらうこと、「地域共生型社会システムの構築」に力点が置かれているのに対し、第 2 次計画では、2025 年を目前に控えた期間の計画になるため、団塊の世代が後期高齢者になり、支援が必要な人が増えても受け止められる「地域共生型社会システムの深化」を盛り込む。

第 8 次総合計画の前期の重点施策に地域共生型社会システムの考え方を盛り込んだ「超高齢社会への適応」が位置づけられている中で、第 2 次計画を策定する意義は、「地域共生型社会システムの深化」という観点で後期実践計画に橋渡しをするとともに、引き続き地域福祉活動計画と一体的に策定することで行政だけでなく多様な主体が共有する考え方・行動の視点の整理をするものである。



※計画期間は、ガイドラインにおいて、概ね 5 年とすることが適当とし、地域の実情に応じて計画期間を変更することもできるとされているため、今後、他の福祉計画との整合を踏まえて検討する。

2 第2次計画のポイント

(1) ガイドラインの反映

- 別紙1 参照
- ガイドライン①共通して取り組む事項で、ア～タ以外の本市固有の課題例) 外国人対応、親族が遠方、中山間地での公的サービスの確保、交通問題、工業以外の分野の人材確保、市街化調整区域の規制対応など

(2) 第1次計画の中間評価と承継

別紙2 参照

(3) 基本理念・基本的な視点・具体的な取組に向けた考え方

⇒ **地域福祉の推進ビジョン**

地域共生型社会システムの深化を図る基本理念・基本的な視点・具体的な取組に向けた考え方（以下「地域福祉の推進ビジョン」という。）を構築する。

地域福祉計画は、他の福祉分野の計画の上位計画に位置付けられるため、各関連計画は、地域福祉の推進ビジョンの内容を踏まえて、計画の策定、施策の展開等を図るものとする。

例えば、農福連携などのように、福祉分野の課題の解決を図るのに福祉以外の分野との連携が必要になることや、福祉以外の分野の課題を福祉という視点で解決を図ることもあるため、第2次計画では、福祉以外の分野とも連携していくことを目指す。

(4) 支え合いの地域づくりの推進

第1次計画では、中学校区別の地区別の取組方針を設定した。しかし、その取組方針を地域住民主導で具体化する仕掛け、サポートする仕組みを構築できなかったため、具体的な活動にまで至ったのは一部地区のみに止まった。

第2次計画では、第1次計画の地区別の取組方針の「私たちができること・していきたいこと」やガイドライン、最近の支え合いの地域づくりの動向を踏まえて、地域住民がどうやって地域づくりを進めていけばよいか確認できる手引書・事例集の要素を盛り込む、これを「健康と福祉の相談窓口」が各支所単位で展開していく中でCSW等が活用することで、支え合いの地域づくりの活性化を図る。

- Ex) ・課題を発見する、話し合う場をつくる、思いを形にする、仲間を募る、お金を確保する、活動を振り返る、・・・
- ・挨拶活動、他団体との連携、お助け隊、見守り隊、居場所づくり、担い手づくり、・・・

3 第2次計画の重点取組候補

(1) 地域密着型包括支援体制の進化系

ア 考え方・必要性

「健康と福祉の相談窓口」を全市展開するとともに、地域住民等と連携してのより身近な地域での相談体制と、各制度の充実等を図った包括的な支援体制を構築し、更なる個別支援と支え合いの地域づくりの推進を図る必要がある。

イ 事業例・視点

- ・ 個別支援 包括的な支援体制、多職種連携、専門職育成、生活困窮者対応、居住支援、就労支援、権利擁護、外国人対応…
- ・ 地域づくり 社会福祉法人、企業等の巻き込み、福祉分野以外との連携、避難行動要支援者対策、民間財源の活用、見守り、子どもの貧困対策、市街化調整区域の規制対応…

(2) 体系的な人材確保・育成

ア 考え方・必要性

暮らしを支えるサービスの充実を図るため、専門職の確保・育成を行うとともに、支え合いの地域づくりの多様な担い手の確保・育成を引き続き行う必要がある。

イ 事業例・視点

- ・ 医療・福祉人材の確保・育成
- ・ とよた市民福祉大学の発展（修了者フォローアップと主体的活動支援）
- ・ 市民活動センター、交流館等との連携（企業退職者等の活躍）
- ・ 学校教育との連携

(3) 「自分らしく生きる」「つながる」「楽しむ」を実現する新たな展開

ア 考え方・必要性

人口減少社会において、支えられる側も役割を持ち、自立していくには、社会とのつながりを再構築する必要がある。地域社会の一員として認められるよう、福祉に限らず様々な分野の取組の担い手として活動・参加することを促し、それができる地域社会を構築する必要がある。

その際、市民ニーズや国の動向などを踏まえて検討する必要がある。

イ 事業例・視点

- ・ 共生型サービス
- ・ 地域住民等が集う拠点の整備（居場所づくり）
- ・ 福祉以外の分野との連携（「食」、「農」をテーマにした活動など）
- ・ 孤独への対応
- ・ 生きがい
- ・ 「働く」
- ・ 誰もが幸せに暮らせる社会づくり（ミライシニア活動プロジェクト）

4 計画策定の手法

(1) 全体の内容

ア 行政の「社会福祉審議会地域福祉専門分科会」と社会福祉協議会の「地域福祉活動推進委員会」の合同開催により協議し、第2次計画の策定作業を行う。

イ 庁内の体制としては、重点取組に係る検討チームを複数設置し、部長会議において全庁的な合意形成を図る。

(2) 重点取組の内容

重点取組ごとに庁内関係課＋社協＋αの検討チームを構成し、原案を作成する。

(3) 市民意見聴取

ア アンケート

地域福祉推進ビジョンや重点取組を立案するに当たり、アンケート調査を実施する。

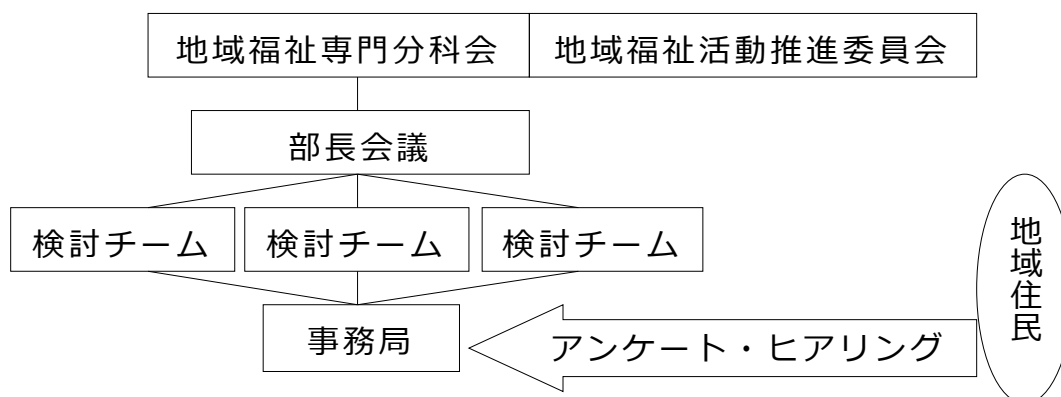
イ 活動団体ヒアリング

地域福祉推進ビジョンや重点取組を立案するに当たってアンケートを補完し、また、地域づくりのマニュアル作成をするため、活動団体にヒアリングを実施する。

ウ パブリックコメント

素案確定の段階において、計画の内容等についてパブリックコメントを求める。

【計画策定の体制案】



5 スケジュール

取組内容	取組時期
(1) 計画策定体制の整備	2018年4月～7月
(2) 合同会議（1回目） ・ 諮問 ・ アンケート内容及びヒアリング内容の検討 ・ 庁内の検討事項の検討	2018年7月～8月
(3) アンケートの実施	2018年8月～9月
(4) 検討チームによる検討 (5) ヒアリングの実施	2018年8月～ 2019年2月
(6) 合同会議（2回目） ・ アンケート結果から基本方針の方向性の整理 ・ ヒアリングの状況報告 ⇒重点取組・マニュアルのイメージ	2018年10月～11月
(7) 合同会議（3回目） ・ 計画の基本方針、施策体系、役割分担等の整理 ・ 重点取組のイメージ ・ マニュアルのイメージ	2019年3月
(8) 検討チームによる検討	2019年4月～12月
(9) 合同会議（4回目） ・ 基本方針、施策体系、役割分担等の整理 ・ 重点取組案 ・ マニュアルのイメージ・活用方法	2019年7月～8月
(10) 合同会議（5回目） ・ 重点取組の整理 ・ 指標及び目標の整理 ・ パブリックコメント案の整理	2019年9月～10月
(11) パブリックコメントの実施	2019年11月～12月
(12) 合同会議（6回目） ・ 答申（計画の策定）	2020年1月～2月